

## 草の根・人間の安全保障無償資金協力事業

我が国は草の根・人間の安全保障無償資金協力事業（以下「草の根事業」）を通じて、開発途上国における経済社会開発を目的とし、地域住民に直接裨益する、比較的小規模な事業のために必要な資金を供与しています。支援対象団体は、開発途上国で活動する NGO（ローカル NGO 及び国際 NGO）、地方公共団体、教育機関、医療機関等の非営利団体です。アゼルバイジャンでは毎年約 10 件の事業を支援しており、2000 年以降、計 283 件、総額 2,389 万ドル（約 25 億円）以上の支援を供与しました。主な支援分野は、教育、保健、水供給、灌漑の分野です。



2019年度～2022年度前期支援実績				
年度	分野	県・村	案件	支援額 (万円)
2019	保健	ジャリラバド県ハネギヤフ村	診療所建設計画	692
		ザルダブ県イサグバギ村及びマリクムドゥル村	診療所建設計画	982
		アグスタファ県デュズギシュラグ村	診療所建設計画	660
		アスタラ県ハモシャム村及びオジャカラン村	診療所建設計画	981
		ガダベイ県ゴシャブラグ村	診療所建設計画	660
		サムフ県アリウシャギ村及びインスティチュート村	診療所建設計画	978
	教育	アグダム県パシャベイリ村	幼稚園建設計画	984
	水	フズリ県シュクリベイリ村	給水施設建設計画	989
		アグダム県2村	給水施設建設計画	978
灌漑	テルテル県6村及びバルダ県3村	農業灌漑システム復旧計画	987	
2020	保健	グサール県ドゥズタヒル村	診療所建設計画	604
		ベイラガン県イマムヴェルディレル村	診療所建設計画	597
		シャマヒ県メドレセ村	診療所建設計画	605
		サアトリ県エビル村	診療所建設計画	660
		マサル県ゴッドマン村	診療所建設計画	605
		ガザフ県チャイリ村	診療所建設計画	659
	教育	アグジャベディ県シェレフカヌリ村	幼稚園建設計画	827
	水	ザガタラ県ザヤム村	給水施設建設計画	598
		レンカラン県バリトン村	給水施設建設計画	659
灌漑	サビラバド県アリジャン村	灌漑施設復旧計画	746	
2021	保健	ウジャール県ベルグルシャデウ村	家庭保健センター建設計画	933
		グバ県タラプギシャラグ村	診療所建設計画	976
		国内13県及びバクー市	結核検査機材整備計画	1,079
	教育	ザガタラ県アシャギタラ村	幼稚園建設計画	962
		アスタラ県デガディ村	学校校舎建設計画	958
	水	ギョイギョル県ウチュテベ村	給水施設建設計画	873
	灌漑	ガザフ県バラ・チャイリ村	灌漑施設建設計画	970
		アグダム県9村	灌漑施設復旧計画	970
	その他	アグダシュ県ゼユネッディン村	ゴミ処理施設建設計画	973
テルテル県ガパヌリ村、ハサンガヤ村、シカルク村		地雷除去機材整備計画	952	
2022	保健	レリキ県ソル村	診療所建設計画	928
		アグダシュ県アシャギ・ネメタバド村	家庭保健センター建設計画	972
		カザフ県・サムフ県	救急車両整備計画	961
	教育	ホジャバンド県新ホジャバンド村	学校校舎増築及び改修計画	986
		ネフチャラ県ギリミズケンド村	学校校舎増築計画	977

## ODAにおける官民連携

- 近年、開発途上国の経済成長において民間企業の投資活動の果たす役割はますます大きくなっています。民間企業が途上国で様々な事業を行うことは、現地での雇用創出や人材育成、技術力の向上などの開発効果の発現・持続に貢献しており、日本企業の持つ優れた技術やノウハウ、アイディアは、途上国においても期待されています。日本政府は、こうした民間企業との連携を通じ、効率的かつ効果的な開発効果の発現を目指し、様々な支援を行っています。

(ODAにおける官民連携の詳細については、以下を御参照下さい。)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin.html>

- 大使館が申請窓口である草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下、「草の根無償」）においても、日本企業がCSR（企業の社会的責任）活動を通じて事業を実施（予定を含む。）する国等において、途上国の経済社会開発に貢献することを支援するため、日本企業が現地のNGO等と協力して行うCSR活動との連携などの官民連携を推進しています。

(草の根無償を活用した官民連携の詳細については、以下を御参照ください。)

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kanmin/page23\\_000805.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kanmin/page23_000805.html))

## 草の根無償における日本企業製品の活用

- 草の根無償で、日本企業の製品を活用することもできます（例：ポンプ、ピックアップトラック、メディカル機器等）。
- アゼルバイジャンにおける草の根無償の趣旨に賛同し、自社製品の提供（販売）を通じた貢献を希望する日本企業の皆さまは、当館（下記）まで御相談ください。
- 同製品を活用する可能性がある草の根事業を計画する被供与団体（草の根無償を実施するNGO）がある場合、当該団体と相談の上、同団体に対して情報提供いたします。
- なお、同製品を草の根事業で活用するかどうかの判断は、当該被供与団体が行います。また、案件採択の可否に関する審査は、別途、当館及び外務本省が行います。

E-mail アドレス: [economic@bk.mofa.go.jp](mailto:economic@bk.mofa.go.jp)